

平成29年1月31日
長崎県警察本部訓令第3号

長崎県警察の災害警備に関する訓令

(概要)

この訓令は、災害警備に関する業務を的確に推進するため、

- 災害の発生に備えて平素から行うべき措置
- 災害警備計画の策定
- 教養及び訓練
- 災害警備本部等の設置
- 災害発生時の措置
- 応援派遣

等に係る事項を定めたものである。